



流域治水

「流域治水」のスピードアップで 水災害に強いまちづくりを!!

【流域治水】とは
流域のあらゆる関係者が協働して
水災害対策を行うこと

企業

住民

河川
管理者

市町村

県

国



▶「流域治水」の実効性を高めるために◀

横川他4河川を

(横川・八条川・西川・清水川・油川)

山梨県初

特定都市河川及び 特定都市河川流域へ

令和7年9月に指定する予定です。

気候変動の影響により、毎年全国各地で水災害が発生しています。

「横川流域(南アルプス市・中央市)」は、釜無川と滝沢川に挟まれた低い土地で、下流では多くの川が交差しているため、水が溜まりやすい地形です。過去には、昭和57年8月の洪水で大規模な浸水被害が発生しました。

激甚化・頻発化する水災害に備えるため、「横川流域」ではあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」に取り組んでいます。「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定することで、取り組みの実効性をより高め、流域が一体となった浸水被害対策の推進が図られます。



山梨県



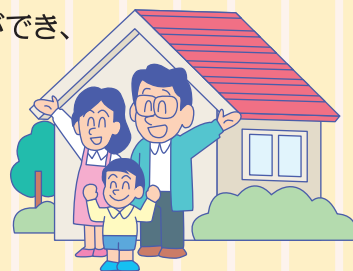
南アルプス市



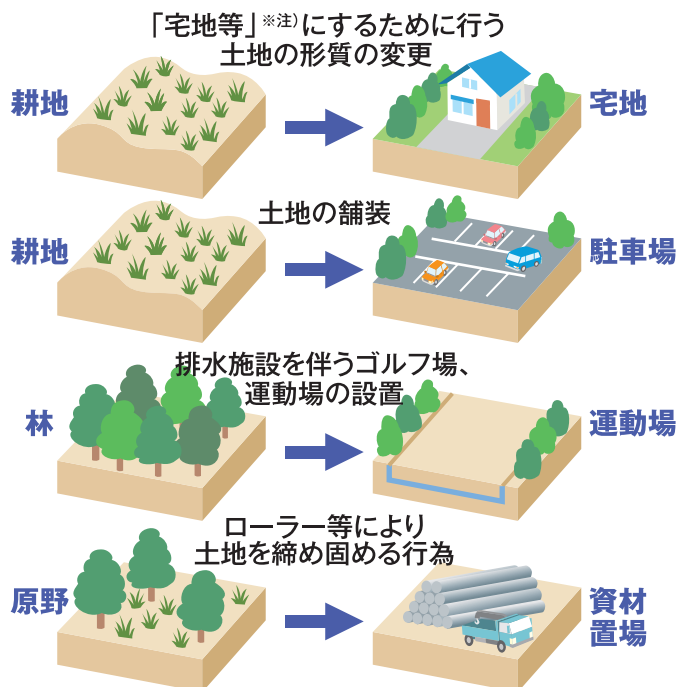
中央市

特定都市河川流域に指定されると…

- 開発などによる流出量の増加を抑制し、浸水リスクを増やさない対策を求めることができ、**流域一体となった浸水被害対策**を更に推進できます。
- 特定都市河川流域の住民や事業者の皆さんは、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努める義務があります。
- 宅地等以外の土地で行う**1,000m²以上の雨水浸透を阻害する行為**は、知事等の**許可が必要**です。
- 許可に当たっては、**雨水貯留浸透施設の設置**など対策工事が義務付けられます。



例 許可を必要とする雨水浸透阻害行為とは？

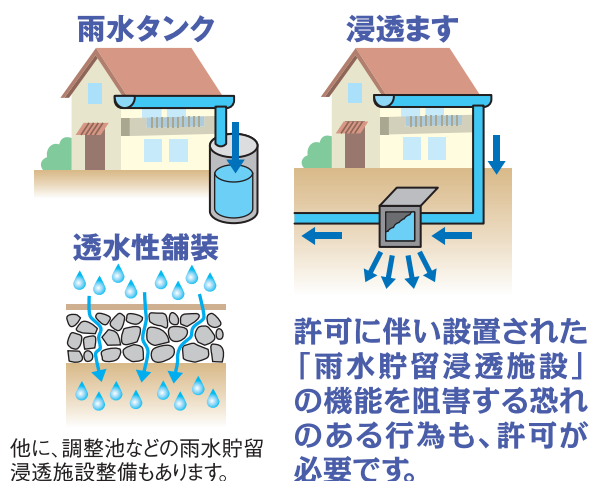


雨水が地面に浸透できなくなり、一気に河川へ流れ込むと、流域で浸水被害が発生する原因となります。

※注) 「宅地等」に含まれる土地: 宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等」以外の土地: 山地、林地、耕地、原野

(国土交通省ホームページより引用)

例 許可に当たっては、技術基準に従った「雨水貯留浸透施設」の設置が必要です。



違反した場合には

罰則（懲役または罰金）が

あります。許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合等には、罰則（懲役または罰金）が適用されます。

今後の予定

特定都市河川の指定は、令和7年9月を予定しています。

令和7年1月時点の予定のため、指定時期は前後する可能性があります。最新の情報は、山梨県ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

山梨県 県土整備部 治水課
TEL.055-223-1702

山梨県甲府市丸の内1-6-1
FAX.055-223-1704

特定都市河川に関する情報はホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/index.html>



山梨県 治水課

「特定都市河川」
「流域治水」の
より詳細な情報は
こちらから



国土交通省ホームページ
特定都市河川ポータルサイト
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html>



山梨県



南アルプス市



中央市